

市政記者クラブ 様

令和 8 年 6 月 2 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121)
東区区政部総務課 担当 逸見 (934-1110)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 7 年 8 月 29 日 (金)、該当職員がケースワーカーとして生活保護を申請中の被害者 (当時 20 代) の自宅を訪問中、被害者に対しわいせつな行為をしたとして、令和 8 年 3 月 30 日 (月)、名古屋地方検察庁により不同意わいせつの罪で起訴されたもの。
被処分者の所属・ 補職・処分内容	東区主事 男性・40 代 免職
管理監督責任	東区長 市長文書訓戒 東区部長 所属長文書訓戒 東区課長補佐 戒告 [令和 7 年度当時：東区課長] 東区課長補佐 戒告
処分年月日	令和 8 年 6 月 2 日 (火)